

# 委 託 仕 様 書

## 1 委託事業名

水素普及促進シンポジウム開催事業

## 2 委託の目的

県では水素先進県いばらきの実現に向けた各種施策に取り組んでいるところである。今般、水素に係る県民理解の促進及び県内の産業振興を図るため、県民・県内企業・行政関係者等を対象に水素の普及啓発に係るシンポジウムを開催する。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月18日まで

## 4 委託事業の内容

### (1) 名称 いばらき水素普及促進シンポジウム（仮称）

- ・イベント名については、実施内容に即した名称を新たに検討すること。

### (2) 日程・開催会場

- ・以下の日程で WEB ページへの公開によって開催するため、受託者は撮影会場関連費用を支払うこと。

①日時 令和3年12月20日(月)9:00～令和4年1月31日(月)17:00  
(上記時間は WEB ページの公開から終了までの時間)

②会場 WEB ページを開設し事前収録した講演会等を配信する。

### (3) 講演会の実施・収録

- ・オンライン配信における講演会を以下の内容で実施。  
(講師及び講演のテーマは県が選定)
- ・会場の準備、運営（関係者の昼食代を含む）及び撤収
- ・受託者は講師の謝金・旅費の支払いを行うこと。
  - ①基調講演：水素に係る基礎知識の紹介を想定（1名）
  - ②一般講演：水素に係る国内の先進事例の紹介を想定（1～2名）  
：水素に係る海外の先進事例の紹介を想定（1～2名）  
：水素に係る先端研究の紹介を想定（1～2名）
- ・収録の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な以下の対策を講じること。
  - ①「いばらきアマビエちゃん」の登録を行うこと。
  - ②ソーシャルディスタンス（人と人との距離が最低1メートル）が確保できる会場のレイアウトとすること。
  - ③会場（入口及び場内）に消毒液を設置すること。また、演台等を複数人で共用する場合は、演者が交代するごとに演台やマイク等使用する設備を消毒すること。

- ④予備用マスクを用意すること。
- ⑤非接触型体温計を配置すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により収録の実施が困難になった場合には、県と協議のうえ実施方法を調整すること。

#### (4) WEB ページの作成

- ・(3) で撮影した映像の編集作業を行い、動画を作成する。
- ・完成までに、県及び取材対象者が確認する機会を複数回設け、適宜、修正指示を反映させること。
- ・専用の WEB ページを作成し、参加者が閲覧できる状態とすること。

#### (5) 集客用の周知媒体の作成

- ・シンポジウム集客用に以下の周知媒体作成業務を行う。
  - ①周知用チラシ（A 4 サイズ）のデザイン・印刷  
（表面カラー・裏面は白黒の FAX での参加申込用紙）  
印刷部数：6, 000 枚（印刷したチラシは県の指定する場所に納品すること）
  - ②周知用ポスターのデザイン・印刷 印刷部数：100 部
  - ③WEB 用の周知・申込ページの作成
  - ④その他の周知用媒体の企画と周知の実施

#### (6) 集客及び集客状況の管理

- ・シンポジウムの集客及び集客状況管理に関する以下の業務を行う。
  - ①集客目標数 200 人
  - ②集客対象  
水素社会に向けて水素関連の知識・情報を必要とする者  
（県民、水素関連企業関係者、市町村等の行政関係者、環境関係団体ほか）
  - ③WEB 及びその他の周知用媒体を活用した集客施策の実施
  - ④集客用 WEB ページの集計・管理
  - ⑤FAX 申込書の集計・管理
  - ⑥参加者アンケートの実施、集計

#### (7) シンポジウム開催事業報告書の作成・提出

- ・シンポジウムにおける講演会の結果をとりまとめた事業報告書を作成し、デジタルデータとともに提出する。

### 5 事業報告書等

- (1) 委託事業の終了後に、委託事業完了報告書を提出すること。
- (2) 委託事業完了報告書には、成果品として 4 (7) のシンポジウム開催事業報告書 20 部を作成し添付すること。また、同報告書及び 4 (4) で作成した講演動画をデジタルデータにして DVD-R 等の記録媒体（2 枚）に収めて添付すること。

## 6 留意事項

- ・委託事業の実施に当たっては、適宜、県との打合せの上、県の下承を得ること。
- ・開催経費のうち、講師等の謝金・旅費については、県に支払額を確認すること。
- ・本委託事業にて納品された動画（以下「成果品の動画」という。）の所有権、著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、利用権は全て県に帰属するものとする。また、制作した動画の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ・県は、成果品の動画を期間の定めなく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開・配布・放送等）することができるものとする。
- ・県は、成果品の動画の内容に改変する必要がある際は、受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- ・委託仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、県と協議すること。